解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月二十八日開催の総会決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月九日

神奈川県三浦市三崎四丁目一〇番二三号

認可地縁団体西野区

清算人　山田　勝

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月二十八日開催の総会決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月九日

神奈川県三浦市三崎四丁目二番九号

認可地縁団体上橋区

清算人　高橋　紘

解散公告（第二回）

田ケ谷中央土地改良区は、平成二十九年四月七日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月九日

静岡県菊川市堀之内六一番地

田ケ谷中央土地改良区

清算人代表　山本　勝己

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十月二十三日開催の社員総会の決議並びに青森県知事の認可により、平成二十九年四月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月九日

青森県弘前市大字城東二丁目一番地一

医療法人斎藤耳鼻咽喉科医院

清算人　齋藤　久樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年二月二十八日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月九日

北九州市小倉北区船場町七番一四号二〇一

医療法人片山脳神経外科医院

清算人　片山　眞男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡京極町字京極一〇〇番地、最後の住所北海道虻田郡京極町字更進七八〇番地一

被相続人　亡　針原壽美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月九日

事務所北海道虻田郡倶知安町南一条西一丁目三三番地

相続財産管理人　司法書士　吉田　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡西会津町野沢字上原下乙二七三二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　則男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月九日

事務所福島県会津若松市八日町三番一一号

相続財産管理人　司法書士　横山　礼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市台原町三丁目九番、最後の住所千葉県印西市滝野三丁目五番三号棟四〇四

被相続人　亡　大枝　克彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル八階　真田綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧野　宏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市上砂町四丁目三三番地一一、最後の住所東京都立川市上砂町四丁目三三番地の一一

被相続人　亡　伊関　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月九日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市長府前八幡町五一九番地一、最後の住所東京都八王子市富士見町二〇番一六号

被相続人　亡　渡邉　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月九日

事務所東京都八王子市明神町二丁目二七番六号文秀ビル五階弁護士法人八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区釜利谷南二丁目一二八〇番地、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町一色四〇八番地葉山の丘二二一

被相続人　亡　石黒　弘康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月九日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目四番一二号中央ハイツ一〇一

相続財産管理人　弁護士　中川　広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町一丁目五四七番地七三、最後の住所静岡県熱海市西山町一七番一二号

被相続人　亡　髙橋カヅヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは除斥します。

平成二十九年五月九日

静岡県沼津市吉田町二八番地一五

相続財産管理人　弁護士　出田　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市伝法二六九三番地五、最後の住所静岡県富士市伝法二六九三番地の五

被相続人　亡　神田　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月九日

静岡県富士市吉原四丁目六番一九号

相続財産管理人　横山　正樹

第19期決算公告

平成29年5月9日　東京都品川区大崎二丁目1番1号

ソリッドワークス・ジャパン株式会社

代表取締役社長　鍛治屋清二

貸借対照表の要旨　（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,561,945	流動負債	4,253,489
固定資産	90,100	（賞与引当金）	(71,152)
		固定負債	201,411
		（退職給付引当金）	(201,411)
		株主資本	1,197,145
		資本金	104,000
		資本剰余金	190
		資本準備金	190
		利益剰余金	1,092,955
		利益準備金	25,810
		その他利益剰余金	1,067,145
		（うち当期純利益）	(1,090,133)
資産合計	5,652,046	負債・純資産合計	5,652,046